証券コード　2929
2024年10月1日

株　主　各　位

京都市西京区御陵大原1番地49
株式会社ファーマフーズ
代表取締役社長　金　　武　祚

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット回線を使用してオンラインのみで開催する株主総会）といたします。
　本株主総会には、当社指定のウェブサイト（6頁）を通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト（ＩＲライブラリー　ＩＲ関連資料）】
https://www.pharmafoods.co.jp/ir/library/docs-4

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスして、当社名「ファーマフーズ」又は当社証券コード「2929」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　また、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、詳細については、6～8頁をご覧ください。
　なお、当日ご出席されない場合、インターネットの使用に支障のある場合、あるいは当日ご出席される場合でも通信障害等に備え、4～5頁に記載の案内に従って、インターネット又は書面によって議決権を事前行使（期限：2024年10月23日（水曜日）午後6時まで）くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年10月24日（木曜日）午前10時
（配信開始時刻 午前9時30分）

2．場　　所　本株主総会はバーチャルオンリー株主総会として開催いたします。
（6～8頁をご参照ください。）
※完全オンラインでの開催のため株主様が実際にご来場いただける会場はございません。

3．株主総会の目的事項

報 告 事 項
1．第27期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第27期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案＞　(第1号議案から第6号議案)

第 1 号 議 案　剰余金処分の件
第 2 号 議 案　定款一部変更の件
第 3 号 議 案　取締役9名選任の件
第 4 号 議 案　取締役の報酬額改定の件
第 5 号 議 案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件
第 6 号 議 案　退任取締役への退職慰労金贈呈の件

＜株主提案＞

第 7 号 議 案　剰余金処分の件

4．その他

(1)本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
(2)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案についての賛成の意思表示、株主提案について反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(3)インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権行使された株主様が当日インターネット経由で本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、インターネット又は書面（郵送）により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

(4)複数回にわたり議決権を行使した場合の取扱いについては、次のとおりです。
・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

(5)書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
① 連結計算書類の連結注記表
② 計算書類の個別注記表
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(6)電子提供措置事項に修正する必要が生じた場合は、１頁に掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたします。

以　上

議決権の行使等に関する事項

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。
確実に、議決権を行使いただくために、ぜひ、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

事前に議決権行使される株主様

▶インターネット

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

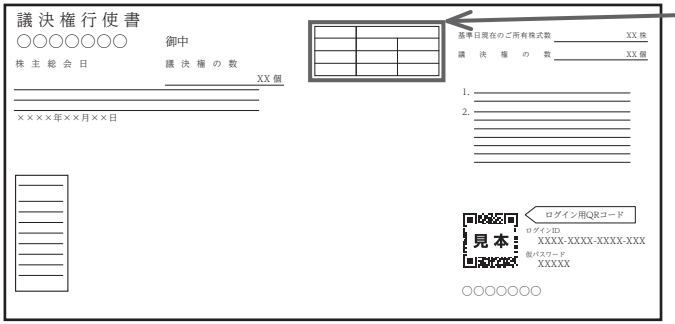
行使期限
2024年10月23日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

▶書面（郵送）

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限
2024年10月23日（水曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5・6・7号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

当日オンラインでご出席の上、議決権行使される株主様

６～８頁の案内をご参照ください。

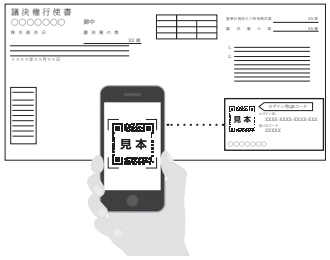
株主総会開催日時
2024年10月24日（木曜日）
午前10時

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

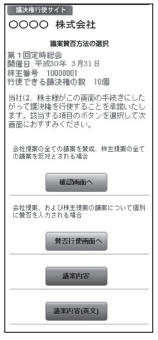
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

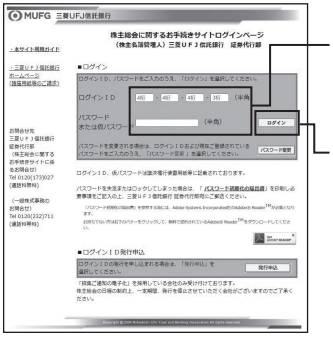


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

バーチャルオンリー株主総会出席方法のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、下記「6．事前質問方法」の要領に従って、同ウェブサイト内より、事前質問をお受けしておりますので、ぜひご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1．配信日時

2024年10月24日（木曜日）　午前10時から（開始30分前から配信予定となります）

2．株主総会当日アクセス方法

バーチャルオンリー株主総会サイト
URL　：
https://web.sharely.app/login/pfi27

①上記のURLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

②画面表示に従って同封の議決権行使書用紙に記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を入力しログインしてください。

③ご不明点に関しては、以下URLよりヘルプページをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下窓口までお問い合わせください。なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。予めご了承ください。

【バーチャルオンリー株主総会Sharelyお問い合わせ窓口】
電話番号：03-6683-7661
受付日時：2024年10月24日（木曜日）午前9時～株主総会終了まで

3．当日の議決権行使、ご質問及び動議の方法

●議決権行使方法について

・「株主総会参考書類」をご検討の上、配信画面下の「決議」ボタンより各議案に対する

賛否を全て選択し、ご入力が完了しましたら「送信する」ボタンを押してご提出ください。

●ご質問方法について

- **配信画面下の「質問」ボタンより「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、報告事項及び決議事項に関する質問内容を、当日の議案説明が終了する前にご入力し「送信する」ボタンを押してください。**
- **ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、株主様１人1問まで150文字以内といたします。**
- **審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問すべてに回答できない場合もございます。なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。**

●動議について

- **配信画面下の「動議」ボタンよりご提出が可能です。円滑な議事進行の観点から、１提案当たり400文字以内といたします。**

4．通信障害等の対応について

- 通信障害等により本株主総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本株主総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本株主総会の冒頭に行います。
- 総会冒頭で配信画面上に「当日決議」という画面が表示されますので、議長の指示に従い賛否をご選択の上「送信する」ボタンを押して意思表示をしてください。
- 当該決議に基づき、議長が「延期または続行の決定」を行った場合には、予備日である2024年10月25日（金曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト(https://www.pharmafoods.co.jp/)において、あらためてお知らせいたします。

5．バーチャルオンリー株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを利用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針

- インターネットの使用に支障のある株主様に対しては、インターネットまたは書面による事前の議決権行使を推奨する旨を、招集通知に記載し通知いたします。
- 株主総会参考書類等の書面により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行うことに加え、バーチャルオンリー株主総会に関してわかりやすい形で情報提供を行います。
- バーチャルオンリー株主総会への出席や質問の方法に関する問合せに対応する電話相談窓口を設置いたします。詳細につきましては、６頁「バーチャルオンリー株主総会Sharelyお問い合わせ窓口」をご参照ください。

6．事前質問方法

［受付期間］ 2024年10月１日（火曜日） から 2024年10月18日（金曜日）まで

事前質問受付サイト
URL： https://web.sharely.app/e/pfi27/pre_question

①上記URLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。
②画面表示に従って（６頁）同封の議決権行使書用紙に記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を入力しログインしてください。
※ご不明な点に関しては、以下URLよりヘルプページをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914
③ログインしましたら「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、質問内容を150文字以内でご入力いただき、「送信する」ボタンを押してください。株主様１人１問までとさせていただきます。

以 上

注意事項

●インターネット又は書面による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
●バーチャルオンリー株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、サポートできかねます。予めご了承ください。
●議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様につきましては、書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。
●ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
●映像や音声データの第三者への提供や公開・上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
●本総会当日のライブ配信のための映像撮影は、議長及び当社役員席のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
●その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

事　業　報　告

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは、「医食の研究で貢献」というミッションを掲げ、人々の持続可能な健康的で幸せな社会の実現を目指しております。

その実現に向け、食品、化粧品、医薬品の開発を科学的根拠に基づいて行い、独自の研究成果及び製品を「BtoB事業」「BtoC事業」「バイオメディカル事業」の３事業において広く社会に提供しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、経済活動の正常化へ向けた動きが進んだものの、一方でエネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の長期化による物価上昇が続き、個人消費は節約志向が高まるなど厳しい状況で推移しました。

当社グループが属するヘルスケア業界におきましては、機能性表示食品制度を巡る今後の在り方が議論されるなど、食品の安全性に注目が集まっておりますが、消費者の医療、健康及び美容に対するニーズは引続き継続しております。

こうしたヘルスケアニーズに応えられるリーディングカンパニーとなるべく、「中期経営計画2026」のテーマ「新価値創造　１Ｋプロジェクト」を掲げております。この実現のため、研究開発投資、新製品の開発及び販売チャネルの開拓、組織体制の強化に注力いたしました。

また、こうした研究開発成果を社会実装につなげていく事業として、「卵殻膜素材」を様々な分野に応用するプロジェクトが、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が公募する「バイオものづくり革命推進事業」プロジェクトに採択されました。今後、繊維、農業及びナノファイバーを原料とした電子材料素材など幅広い産業利用に適した特性を持つ「卵殻膜素材」を開発・量産化するための投資を行ってまいります。

特に、卵殻膜繊維「オボヴェール」は、近年アパレル業界においてリサイクル繊維への注目が高まっていることから、各種メディアに掲載されました。

これらの取り組みにより、当社グループの研究開発費は978百万円（前期比16.4％増）となりました。新製品への広告宣伝を強化すると同時に、広告宣伝費全体の最適化を進めており、当連結会計年度における広告宣伝費は30,787百万円（前期比20.8％減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は62,147百万円（前期比9.4％減）、営業利益は5,113百万円（前期比41.6％増）、経常利益は5,249百万円（前期比48.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,205百万円（前期比4.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

（バイオメディカル事業）

①創薬事業

創薬事業では、「自己免疫疾患」及び「がん」や「炎症性疾患」等の難治性疾患を対象とした研究開発を行っております。

創薬事業の基盤となる「ALAgene technology（アラジンテクノロジー）」は、これまで治療できなかった病気に対する抗体及び既存医薬品よりも優れた薬効を持つ抗体を作製する当社独自のプラットフォーム技術です。

当社は、本技術を用い、自己免疫疾患を対象として開発した抗体医薬品候補に関して、2021年に田辺三菱製薬㈱とライセンス契約を締結しておりました。本抗体医薬品候補について、田辺三菱製薬㈱が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に初回治験計画届を提出し、30日調査を終了いたしました。これにより、2024年6月に当社はライセンス契約に基づく所定のマイルストン収入を受領いたしました。

さらに、本技術を活用・高度化することで、当社は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和３年度「次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業（国際競争力のある次世代抗体医薬品製造技術開発）」における主要メンバーとして参画しております。本事業において当社は、あらゆる疾患を標的とした次世代抗体医薬品候補となり得るリード抗体の取得に成功し、低分子抗体や二重特異性抗体等の次世代抗体医薬品の開発プロセスに進んでおります。

「自己免疫疾患」においては、当社内の「国際PAD[※1]研究センター」において、一連のPAD関連ターゲットに対する創薬研究を推進しております。

「がん」や「炎症性疾患」等の各種難治性疾患においては、標的分子に対する抗体を取得・精製し、薬効薬理試験等の創薬研究を推進しております。

この他、専門チームによるAI創薬にも積極的に取り組んでおります。その成果として、2024年２月には、抗原をコンピューター設計により改変することで、より

効率的に抗体を作製できる技術に関する特許（特許第7437558号）を取得いたしました。

②研究支援事業

研究支援事業では、タンパク質を網羅的に解析するプロテオーム解析を受託サービスとして行っております。当連結会計年度においては、Thermo Fisher Scientific社の最新機種を導入し、これまでより高精度・短納期を実現するサービスを開始いたしました。

また、微量なタンパク質の変化が解析可能な「Olink Target」サービス及び「Olink Flex」サービスも、国内の研究機関、製薬企業等からの受注が堅調で、バイオメディカル事業における収益獲得に貢献しております。

以上の結果、バイオメディカル事業の当連結会計年度の売上高は、478百万円（前期比39.4％増）、セグメント損失は272百万円（前期は278百万円のセグメント損失）となりました。

（BtoB事業）

BtoB事業では、機能性素材、健康食品及び医薬品等の研究開発及び製造を行い、食品・医薬品メーカー、流通事業者等に販売をしております。当事業が属する機能性表示食品及び健康食品等ヘルスケア市場は、健康維持、増進への高い意識を背景に、市場規模が拡大しております。

機能性素材の売上高は、2,588百万円（前期比29.3％増）となりました。当社の主力商品である「ファーマギャバ」は、北米地域のサプリメントメーカー向け販売が好調を維持するなど、GABAの市場拡大が継続しております。

機能性製品の売上高は、741百万円（前期比45.8％減）となりました。国内販売では、自社ブランド製品（NB[※2]）など最終製品について、コンビニ、ドラッグストアなど流通事業者向け販路拡大に注力いたしました。海外販売では、スギホールディングス㈱の子会社で海外事業を担う㈱Ｓトレーディングと包括的業務提携を締結いたしました。今後、東南アジア地域のドラッグストアへ商品供給を行ってまいります。

明治薬品㈱が手がける医薬品製造受託の「CMO[※3]事業」の売上高は、4,646百万円（前年期比10.9％増）となりました。後発医薬品メーカーの品質問題や製造上の不備による影響で代替需要が高まる中、受注の安定と利益率向上を達成しております。2024年１月の「令和６年能登半島地震」では、生産設備の操業停止及び漏水等の被害により製品の出荷に影響が発生いたしましたが、通常の操業状態へと回復いたしました。

また、同社の機能性食品・医薬品をドラッグストアチャネル等で販売を行う

「CHC※4事業」の売上高は1,130百万円（前期比31.9％増）となりました。ドラッグストア向けに新たな明治薬品ブランド製品の販売を強化いたしました。

以上の結果、BtoB事業の当連結会計年度の売上高は、9,108百万円（前期比8.2％増）、セグメント利益は1,573百万円（前期比20.9％増）となりました。

（BtoC事業）

BtoC事業では、「発明企業の通販事業」として当社独自の機能性素材を配合したサプリメント及び医薬部外品（「タマゴ基地」ブランド）並びに化粧品（「フューチャーラボ」ブランド等）、明治薬品㈱が製造する機能性表示食品等の商品を、通信販売方式で消費者へ直接販売を行っております。

顧客獲得効率指標のCPO※5及び収益性指標のLTV※6を重視する広告宣伝費の適正化の取り組みを強化する一方、新製品への広告宣伝の強化を図ってまいりました。

収益面での強化と並び、関連法令の遵守徹底、広告表現の改善、コールセンターでの応対品質向上の強化も最重要施策として継続してまいりました。

以上の取り組みの結果、2024年７月末時点の当社グループ全体の定期顧客件数は、747,207件（前期941,628件、前期比20.6％減）となりました。

「ニューモ育毛剤」をはじめとする「医薬品・医薬部外品」の売上高は36,652百万円（前期比5.6％増）になりました。「ニューモ育毛剤」の累計出荷件数は、2024年６月４日時点で2,700万本を突破いたしました。薬用ホワイトニングジェル「DRcula（キュラ）」や「ラクトロン錠」などが主力商品として収益に貢献いたしました。このほか、「ニューモ」ブランドの医薬品「ニューZ」、「防風通聖散」など新製品の売上高への寄与が高まりました。

その他製品群につきましては、収益性指標を重視し、広告宣伝費の抑制を行った結果、「サプリメント」の売上高は7,788百万円（前期比36.3％減）、「化粧品」の売上高は7,581百万円（前期比38.7％減）となりました。

以上の結果、BtoC事業の当連結会計年度の売上高は、52,543百万円（前期比12.1％減）となりました。既存製品については広告費の適正化を図る一方、新製品については積極的に定期顧客の獲得を目指し、広告宣伝費は30,599百万円（前期比20.9％減）を計上し、セグメント利益は5,325百万円（前期比42.2％増）と大幅な増益になりました。

※１　PAD (Peptidylarginine deiminase)：標的タンパクのアルギニンをシトルリン化する酵素。
生体内に５種類のPADが存在し、各種疾患との関連が報告されている。
※２　NB （National Brand）：自社ブランド製品
※３　CMO（Contract Manufacturing Organization）：医薬品製造受託機関
※４　CHC（Consumer Health Care）：ドラッグストアでの医薬品及び機能性食品等の販売
※５　CPO（Cost Per Order）：顧客１件を獲得するために要した広告宣伝費
※６　LTV（Life Time Value）：顧客生涯価値

セグメント別売上高

区　分	第26期 (2023年７月期)		第27期 (2024年７月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金　額	構成比	金　額	構成比	増減額	増減率
ＢｔｏＢ事業	8,418百万円	12.3%	9,108百万円	14.7%	689百万円	8.2%
ＢｔｏＣ事業	59,788百万円	87.2%	52,543百万円	84.5%	△7,245百万円	△12.1%
バイオメディカル事業	343百万円	0.5%	478百万円	0.8%	135百万円	39.4%
その他	21百万円	0.0%	16百万円	0.0%	△5百万円	△24.5%
合　計	68,572百万円	100.0%	62,147百万円	100.0%	△6,425百万円	△9.4%

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファンド運営事業を含んでおります。

②　設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は、1,068百万円となりました。主なものは、次のとおりであります。

ＢｔｏＢ事業	設備工事及び分析装置の購入 システムの改修等	780百万円 8百万円
ＢｔｏＣ事業	システム機器の購入 システムの導入等	7百万円 21百万円
バイオメディカル事業	解析装置等の購入	217百万円
全社（共通）	社内設備の購入	13百万円

③　資金調達の状況

設備投資等に充当する重要な資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第24期 (2021年７月期)	第25期 (2022年７月期)	第26期 (2023年７月期)	第27期 (当連結会計年度) (2024年７月期)
売上高 (百万円)	46,752	60,185	68,572	62,147
経常利益 (百万円)	5,767	1,264	3,540	5,249
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	3,841	△374	3,081	3,205
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	132.21	△12.89	106.70	112.71
総資産 (百万円)	20,944	31,159	36,232	36,573
純資産 (百万円)	8,465	7,074	9,630	11,585
１株当たり純資産額 (円)	291.25	243.65	333.88	412.71

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第24期 (2021年７月期)	第25期 (2022年７月期)	第26期 (2023年７月期)	第27期 (当事業年度) (2024年７月期)
売上高 (百万円)	37,964	43,075	44,821	40,632
経常利益 (百万円)	6,405	4,841	2,226	4,357
当期純利益 (百万円)	4,528	3,417	1,597	2,762
１株当たり当期純利益 (円)	155.88	117.79	55.32	97.13
総資産 (百万円)	21,477	33,448	36,860	37,156
純資産 (百万円)	8,931	11,344	12,420	13,921
１株当たり純資産額 (円)	307.27	390.89	430.61	495.92

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファーマフーズコミュニケーション	12百万円	100.0%	コールセンター事業
株式会社フューチャーラボ	100百万円	100.0%	化粧品及び美容雑貨の販売
明治薬品株式会社	98百万円	100.0%	医薬品、医薬部外品及び健康食品などの製造及び販売
PF Visionary Fund投資事業有限責任組合	1,010百万円	99.0%	投資事業

(4) 対処すべき課題

わが国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えようとしております。このような中、当社グループは、「医食の研究で貢献」というミッションを掲げ、人々の持続可能な健康的で幸せな社会の実現を目指しております。

市場環境及び事業環境の現状において、当社グループとして認識している対処すべき課題については、以下のように考えております。

(バイオメディカル事業)

① 創薬パイプラインの拡充

創薬パイプラインの拡充による事業基盤の拡大を図り、製薬会社へライセンスアウトすることにより、将来の成長を目指してまいります。

② 企業及び公的研究機関との連携強化

創薬分野において、自社開発を進めつつ、外部の企業及び公的研究機関と共同で創薬開発を行うことで、創薬シーズの探索及び開発のスピードを加速させてまいります。

③ 次世代抗体の創出

「ALAgene technology（アラジンテクノロジー）」を改良し、AI・バイオインフォマティクスの活用による様々な疾患を標的とした次世代抗体の創出を目指します。

(BtoB事業)

① 機能性素材の新価値開発

「ファーマギャバ」の米国「FDA GRAS」認証に向けた開発を行ってまいります。また、「ファーマギャバ」に続く新たな機能性素材の開発にも注力し、特に、身近な未利用資源の高付加価値化に挑戦してまいります。

② 自社ブランド最終製品の開発及び販売

ドラッグストア、コンビニエンスストア及び海外市場などの新たな販路を確立し、自社ブランド製品の販売拡大行ってまいります。

③ 営業人材の育成及び即戦力人材の獲得

販売体制構築のため、海外市場に対応する人材の増強を図り、主力の北米・中国に加え、今後市場拡大が見込まれる東南アジア地域での展開に注力してまいります。

(BtoC事業)

① 顧客ニーズに応える新製品開発

当社の研究成果をエビデンスとする機能性表示食品、化粧品及び医薬品等の独自の高価値製品を拡充し、お客様のニーズに対応してまいります。

② 顧客満足度の向上

お客様に信頼され続ける存在となるため、他にはない研究開発力及び機能性の訴求を行い、魅力的な広告クリエイティブの開発に取り組んでまいります。また、お客様との継続的な関係構築を目指し、コールセンターの応対品質をさらに高めてまいります。

③ システムによる効率化及びセキュリティの強化

コールセンター、ＥＣサイト、受注管理及び広告管理システムの効率化を実現し、お客様のニーズに迅速に応える体制を構築してまいります。また、お客様が安心して利用できるように、システムの安全性や信頼性を継続的に強化してまいります。

(全社的事項)

① 成長を支える財務基盤の構築及び収益力の向上

中長期的な成長を目指した投資の原資として、財務状況に応じた資金調達を柔軟に行ってまいります。投資に際しては、将来の成長性及びキャッシュ・フローを重視し、収益力向上のための適切な判断を行ってまいります。

② 成長を支える人事制度及び新組織体制の構築

年齢、性別、国籍等にとらわれることなく、意欲、実力を重視した採用、評価及び育成を行う人事制度の構築を行ってまいります。さらにM&Ａ等による当社グループの拡大を支えるための、強固な組織体制の構築を目指します。

③ M&Ａ及びアライアンスによる成長

機能性食品、化粧品及び医薬品等の既存事業の成長並びにアグリ、化成品等の新規事業の成長を加速させるため、M&Ａ及びアライアンスを積極的に活用し、さらなる企業価値の拡大を目指してまいります。

④ ＳＤＧｓへの取り組み

当社の研究・商品開発力及び販売力を活かし、卵殻膜等の未利用資源のアップサイクルを、社会実装まで見据え取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年７月31日現在）

当社グループは、「医食の研究で貢献」というミッションを掲げ、人々の持続可能な健康的で幸せな社会の実現を目指しております。

その実現に向け、食品、化粧品、医薬品等の開発を科学的根拠に基づいて行い、独自の研究成果及び製品を、「ＢtoＢ事業」「ＢtoＣ事業」「バイオメディカル事業」の３事業において広く社会に提供しております。

主な製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
Ｂ　ｔｏ　Ｂ事業	食品・医薬品メーカー、卸売業者（越境EC代理店を含む）等の事業者へ機能性素材、健康食品及び医薬品の販売を行っております。
Ｂ　ｔｏ　Ｃ事業	サプリメント、医薬品、医薬部外品及び化粧品について、自社の広告活動を行うことにより、一般消費者に対して直接販売を行っております。
バイオメディカル事業	当社独自のニワトリ由来抗体作製技術「ALAgene technology」を用いた抗体医薬の研究開発事業及びプロテオーム解析等を受託する研究支援事業を行っております。

(6) 主要な営業所（2024年７月31日現在）

① 当社

本店	京都市西京区御陵大原１番地49
東京営業所	東京都港区赤坂８丁目５番32号

② 子会社

株式会社ファーマフーズコミュニケーション	福岡市中央区渡辺通２丁目４番８号
株式会社フューチャーラボ	東京都港区赤坂８丁目５番32号
株式会社メディラボ	東京都港区赤坂８丁目５番32号
明治薬品株式会社	富山県富山市三郷6番地
株式会社PF Capital	京都市西京区御陵大原１番地49
PF Visionary Fund投資事業有限責任組合	京都市西京区御陵大原１番地49

(7) 従業員の状況（2024年７月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末比増減	
ＢｔｏＢ事業	335名	(30名)	10名増	(3名減)
ＢｔｏＣ事業	252名	(124名)	42名減	(9名増)
バイオメディカル事業	33名	(5名)	2名増	(－)
全社（共通）	22名	(10名)	2名増	(－)
合計	642名	(169名)	28名減	(6名増)

（注）上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名（27名）	15名増（1名増）	38.5歳	4.3年

（注）上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年７月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社京都銀行	9,070百万円
株式会社滋賀銀行	2,728百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,058百万円
株式会社三井住友銀行	1,000百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円
株式会社北陸銀行	1,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年７月31日現在）

① **発行可能株式総数** 68,800,000株

② **発行済株式の総数** 29,079,000株

③ **株主数** 17,211名

④ **大株主（上位10名）**

株　主　名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,457,300株	8.75%
金　武祚	2,195,350株	7.82%
株式会社ＰＦホールディングス	1,480,000株	5.27%
江崎グリコ株式会社	732,000株	2.61%
益田　和二行	715,994株	2.55%
金　英一	661,578株	2.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	623,400株	2.22%
ロート製薬株式会社	600,000株	2.14%
金　千尋	509,100株	1.81%
益田　美玲	483,300株	1.72%

（注）1．当社は、自己株式を1,006,767株保有しております。

2．持株比率は、自己株式株数を控除して計算しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当社は、当社取締役及び当社子会社の取締役に対して業績連動報酬(譲渡制限付株式)として、2023年12月22日付で当社普通株式98,316株を交付しております。この譲渡制限付株式は、2026年12月21日までの間、譲渡等の処分をすることができないものとされております。上記のうち、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。なお、社外取締役及び監査役に対する交付はありません。

区分	株式数	交付対象者数
当社の取締役	59,997株	6名
当社子会社の取締役	38,319株	10名

⑥ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金　武祚	
専務取締役	益田和二行	グループ経営統括担当兼通販事業担当 ㈱フューチャーラボ代表取締役社長 ㈱メディラボ代表取締役社長 明治薬品㈱代表取締役社長 ㈱ファーマフーズコミュニケーション代表取締役社長
取締役	堀江典子	
取締役	井上泰範	営業担当兼グローバル事業本部本部長
取締役	金　英一	研究開発担当
取締役	東山寛尚	管理部門担当兼バイオメディカル部部長 ㈱PF Capital　代表取締役
取締役	佐村信哉	㈱ＳＳプランニング代表取締役社長
取締役	山根哲郎	パナソニック健康保険組合　松下記念病院名誉院長
取締役	上田太郎	
常勤監査役	伊井野貴史	
常勤監査役	西脇大輔	
監査役	辻本真也	辻本税理士事務所　所長
監査役	八田信男	

(注) 1．取締役 佐村信哉氏、取締役 山根哲郎氏及び取締役 上田太郎氏は、社外取締役であります。
2．監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏は、社外監査役であります。
3．監査役 辻本真也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、招聘する社外取締役及び社外監査役については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提として選定しております。
5．当社は、取締役 佐村信哉氏、取締役 山根哲郎氏、取締役 上田太郎氏、監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度中に以下の取締役の担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
益田 和二行	専務取締役 グループ経営統括担当 通販事業担当 ㈱フューチャーラボ代表取締役社長 ㈱メディラボ代表取締役社長 明治薬品㈱代表取締役社長	専務取締役 管理部担当 ㈱フューチャーラボ代表取締役社長 ㈱メディラボ代表取締役社長 明治薬品㈱代表取締役社長	2023年10月25日
益田 和二行	専務取締役 グループ経営統括担当 通販事業担当 ㈱フューチャーラボ代表取締役社長 ㈱メディラボ代表取締役社長 明治薬品㈱代表取締役社長 ㈱ファーマフーズコミュニケーション 代表取締役社長	専務取締役 グループ経営統括担当 通販事業担当 ㈱フューチャーラボ代表取締役社長 ㈱メディラボ代表取締役社長 明治薬品㈱代表取締役社長	2024年7月1日
堀江典子	取締役 本社営業担当	常務取締役 営業部担当 開発部担当 生産管理部担当 レストラン事業部担当	2023年10月25日
堀江典子	取締役	取締役 本社営業担当	2024年2月16日
井上泰範	取締役 東京営業担当	常務取締役 通販事業部担当 品質管理・品質保証部担当 バイオメディカル部担当 ㈱フューチャーラボ専務取締役 ㈱メディラボ専務取締役	2023年10月25日
井上泰範	取締役 営業担当 グローバル事業本部本部長	取締役 東京営業担当	2024年7月1日

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2022年10月20日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定いたしました。なお、当該決定に際しては、あらかじめその内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(ⅰ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

(ⅱ) 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

(ⅲ) 業績連動型株式報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、次の二種類の譲渡制限株式を付与する。

(a) 直前事業年度の業績目標の達成時のみ、付与決定され、一定期間継続して当社の取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限付株式（譲渡制限期間を３年以内とする）を、毎年、当該事業年度の終了後の一定の時期に付与する。

(b) 中期経営計画の業績目標の達成度合等によって譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限株式（譲渡制限期間を３年以内とする）を、当該中期経営計画の初年度開始後の一定の時期に付与する。

これら二種類の譲渡制限株式として付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定し、目標値とする業績指標等は中期経営計画と整合するよう設定するものとする。

(ⅳ) 基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を60%、業績連動型株式報酬を40%とする。

(ⅴ) 取締役の個人別の報酬等の具体的配分方法の決定手続に関する事項

全ての取締役報酬の具体的配分方法は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取　締　役 （うち社外取締役）	292 (16)	187 (16)	105 (－)	9名 (3名)
監　査　役 （うち社外監査役）	22 (3)	22 (3)	－ (－)	4名 (2名)
合　　計 （うち社外役員）	315 (20)	209 (20)	105 (－)	13名 (5名)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．業績連動型株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、決定方針等は「③イ（ⅲ）業績連動型株式報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
３．取締役の基本報酬限度額は、2018年10月24日開催の第21期定時株主総会において年額200百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役は２名）です。
４．取締役(社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2021年10月20日開催の第24期定時株主総会において年額150百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は60,000株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。）の員数は、５名です。
５．監査役の報酬限度額は、2005年10月27日開催の第８期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）です。

④　役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、当社取締役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するもの（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと。犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為などの免責事項等に該当する場合を除く）であり、１年毎に契約更新しております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐村信哉氏は、㈱ＳＳプランニングの代表取締役社長であります。当社と兼

職先との間には特別の関係はありません。

取締役山根哲郎氏は、パナソニック健康保険組合松下記念病院の名誉院長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　佐村信哉	当事業年度に開催された取締役会23回全てに出席いたしました。 主に通信販売事業に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　山根哲郎	当事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に出席いたしました。 主に医師としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　上田太郎	当事業年度に開催された取締役会23回全てに出席いたしました。 主に研究開発及び商品開発に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。
監査役　辻本真也	当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に、また、監査役会13回全てに出席いたしました。 主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　八田信男	当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に、また、監査役会13回全てに出席いたしました。 主に経営に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会においても同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

海南監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下の内部統制システム基本方針に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、独立社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。
- 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部法務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士以外の弁護士とする。
- 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。
- 内部監査を担当する社長室及び経営企画部は、当社及び関係会社の全部門に対して、各部門の業務執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存する。
- 取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部門を通じてこれに応じる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　資金の投資・運用による損失に対しては、「資金運用管理規程」を整備し、危機の管理に努める。

・　研究開発による損失に対しては、「研究開発管理規程」を整備し、危機の管理に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保する。

・　定時取締役会を毎月１回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

・　取締役及び各部部長が出席し、原則として毎月１回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制を図る。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、独立社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。

・　当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部法務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士以外の弁護士とする。

・　内部監査を担当する社長室及び経営企画部は、業務が法令、定款及び社内規程に準拠し、並びに企業倫理及び社会規範を遵守して行われているかを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥　会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・　当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。

・　当社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行う。
・　子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・　取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
・　取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

⑧　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・　取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及びグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
・　監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
・　当社は、監査役が取締役、使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人と常時情報交換を行う体制を整える。
・　当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・　当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・　監査役は、内部監査人、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的に開催する。

・　監査役は、監査役相互の連携を図るため、監査役会を毎月１回以上開催する。

⑪　財務報告の適正性を確保するための体制

・　財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

・　財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

・　内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。

・　内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

①　「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合又は発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

②　取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところにより適正に保存し、管理しております。

③　月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。

④　監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

⑤　財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

4．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家を交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。

そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発、広告宣伝及びM&A等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主様に対する還元策として配当等を積極的に充実させていくことを基本方針としております。

この方針の下、成長投資の推進、財務健全性の確保及び株主還元の強化のバランスを考慮し、自己株式取得を含む総還元性向20%を株主還元策の目安としております。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**27,275**	**流動負債**	**23,163**
現金及び預金	15,666	支払手形及び買掛金	1,250
受取手形及び売掛金	4,038	短期借入金	14,900
電子記録債権	258	1年内返済予定の長期借入金	760
商品及び製品	5,292	未払金	4,039
仕掛品	619	未払法人税等	1,384
原材料及び貯蔵品	806	賞与引当金	72
その他	596	その他	755
貸倒引当金	△2	**固定負債**	**1,824**
固定資産	**9,298**	長期借入金	1,231
有形固定資産	**4,609**	退職給付に係る負債	384
建物及び構築物	2,157	その他	208
機械装置及び運搬具	725	**負債合計**	**24,987**
工具、器具及び備品	509	**(純資産の部)**	
土地	1,190	**株主資本**	**11,019**
リース資産	11	資本金	2,043
建設仮勘定	16	資本剰余金	1,814
無形固定資産	**177**	利益剰余金	8,356
のれん	124	自己株式	△1,194
その他	52	**その他の包括利益累計額**	**566**
投資その他の資産	**4,510**	その他有価証券評価差額金	566
投資有価証券	3,037	**純資産合計**	**11,585**
繰延税金資産	351		
その他	1,122		
資産合計	**36,573**	**負債・純資産合計**	**36,573**

連結損益計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		62,147
売上原価		13,395
売上総利益		48,751
販売費及び一般管理費		43,638
営業利益		5,113
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	28	
為替差益	4	
補助金収入	171	
業務受託料	16	
その他	62	285
営業外費用		
支払利息	62	
投資事業組合運用損	9	
持分法による投資損失	35	
支払手数料	27	
その他	14	150
経常利益		5,249
特別利益		
投資有価証券売却益	10	10
特別損失		
投資有価証券評価損	123	
固定資産除却損	101	225
税金等調整前当期純利益		5,034
法人税、住民税及び事業税	1,786	
法人税等調整額	42	1,828
当期純利益		3,205
親会社株主に帰属する当期純利益		3,205

連結株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,043	1,814	5,792	△343	9,306
当期変動額					
剰余金の配当			△626		△626
親会社株主に帰属する当期純利益			3,205		3,205
自己株式の取得				△999	△999
自己株式の処分		△14		148	134
利益剰余金から資本剰余金への振替		14	△14		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	2,564	△851	1,713
当期末残高	2,043	1,814	8,356	△1,194	11,019

	その他包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	324	324	9,630
当期変動額			
剰余金の配当			△626
親会社株主に帰属する当期純利益			3,205
自己株式の取得			△999
自己株式の処分			134
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	241	241	241
当期変動額合計	241	241	1,955
当期末残高	566	566	11,585

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**27,248**	**流動負債**	**22,038**
現金及び預金	8,085	買掛金	1,032
受取手形	23	短期借入金	13,900
売掛金	3,101	1年内返済予定の長期借入金	700
商品及び製品	3,510	未払金	4,799
仕掛品	162	前受金	75
原材料及び貯蔵品	96	未払法人税等	1,218
前渡金	0	賞与引当金	8
前払費用	452	その他	303
関係会社短期貸付金	11,550	**固定負債**	**1,196**
その他	269	長期借入金	1,041
貸倒引当金	△2	リース債務	0
固定資産	**9,907**	退職給付引当金	0
有形固定資産	**1,915**	繰延税金負債	144
建物	704	その他	8
構築物	37	**負債合計**	**23,234**
車両運搬具	6	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	437	**株主資本**	**13,369**
土地	726	**資本金**	**2,043**
リース資産	4	**資本剰余金**	**1,894**
無形固定資産	**104**	資本準備金	1,894
のれん	62	**利益剰余金**	**10,626**
その他	42	その他利益剰余金	10,626
投資その他の資産	**7,887**	別途積立金	30
投資有価証券	2,296	繰越利益剰余金	10,596
関係会社株式	4,258	**自己株式**	**△1,194**
その他の関係会社有価証券	915	**評価・換算差額等**	**552**
保険積立金	372	その他有価証券評価差額金	552
その他	44	**純資産合計**	**13,921**
資産合計	**37,156**	**負債・純資産合計**	**37,156**

損 益 計 算 書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		40,632
売上原価		6,549
売上総利益		34,082
販売費及び一般管理費		29,886
営業利益		4,196
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	22	
為替差益	4	
補助金収入	168	
業務受託料	20	
その他	36	282
営業外費用		
支払利息	58	
支払手数料	27	
投資事業組合運用損	33	
その他	3	121
経常利益		4,357
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損	123	123
税引前当期純利益		4,233
法人税、住民税及び事業税	1,483	
法人税等調整額	△12	1,471
当期純利益		2,762

株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,043	1,894	－	1,894	30	8,475	8,505	△343	12,098
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△626	△626		△626
当期純利益						2,762	2,762		2,762
自己株式の取得								△999	△999
自己株式の処分			△14	△14				148	134
利益剰余金から資本剰余金への振替			14	14		△14	△14		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,121	2,121	△851	1,270
当期末残高	2,043	1,894	－	1,894	30	10,596	10,626	△1,194	13,369

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	322	322	12,420
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△626
当期純利益			2,762
自己株式の取得			△999
自己株式の処分			134
利益剰余金から資本剰余金への振替			−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	230	230	230
事業年度中の変動額合計	230	230	1,500
当期末残高	552	552	13,921

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年９月19日

株式会社ファーマフーズ
取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　井	勝　裕
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーマフーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年9月19日

株式会社ファーマフーズ
取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　井	勝　裕
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2023年8月1日から2024年7月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年８月１日から2024年７月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月19日

株式会社ファーマフーズ　監査役会

常勤監査役　伊井野　貴史　㊞
常勤監査役　西脇　大輔　㊞
社外監査役　辻本　真也　㊞
社外監査役　八田　信男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第6号議案）＞

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発、広告宣伝及びM&A等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主様に対する還元策として配当等を積極的に充実させていくことを基本方針としております。

上記の剰余金の配当等に関する基本方針を踏まえ、当期の経営成績を勘案して慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、１株につき金15円とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円

総額 421,083,495円

なお、当期の年間配当金は、2024年４月２日にお支払いしております中間配当金（１株につき金10円）と合わせまして、１株につき金25円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2024年10月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　（現行どおり）
（１）～（９）（条文省略）	（１）～（９）（現行どおり）
（新設）	（10）繊維原料及び繊維製品の研究開発、製造、販売及び輸出入
（新設）	（11）電池素材の研究開発、製造、販売及び輸出入
（10）～（23）（条文省略）	（12）～（25）（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会における機動的な意思決定及びコーポレートガバナンス強化を図るため、社外取締役４名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きむ　むじょう 金　武祚 （1947年8月6日）	1988年１月　太陽化学株式会社入社 1988年11月　同社研究所所長 1991年１月　同社常務取締役就任 1997年６月　同社退社 1997年９月　当社入社 1998年３月　韓国高麗大学校生命工学院教授就任 1999年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 1999年12月　韓国高麗大学校生命工学院教授退任	2,195,350株
	[取締役候補者とした理由] 当社設立以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	ますだ　かずゆき 益田　和二行 (1976年7月8日)	2003年12月　当社入社　営業部課長 2008年10月　当社取締役就任　営業部部長兼京都営業所所長 2012年8月　当社取締役通販事業部担当 2016年1月　当社常務取締役就任 2019年10月　当社専務取締役就任（現任） 2021年8月　明治薬品株式会社代表取締役社長就任（現任） 2023年2月　株式会社フューチャーラボ代表取締役社長就任（現任） 2023年2月　株式会社メディラボ代表取締役社長就任（現任） 2023年10月　当社グループ経営統括担当兼通販事業担当（現任） 2024年7月　株式会社ファーマフーズコミュニケーション代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) 明治薬品株式会社代表取締役社長 株式会社フューチャーラボ代表取締役社長 株式会社メディラボ代表取締役社長 株式会社ファーマフーズコミュニケーション代表取締役社長	715,994株
	[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、営業・新規事業開発業務に携わり、2008年10月に取締役に就任しております。通信販売事業の総責任者として、同事業を立ち上げから統括し、事業の成長、拡大に尽力してまいりました。現在は専務取締役として当社グループ経営統括担当兼通販事業の責任者を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いのうえ　やすのり 井上　泰範 （1977年4月8日）	2016年2月　当社入社 2016年8月　当社通販事業部課長 2016年11月　当社通販事業部次長 2017年3月　株式会社フューチャーラボ常務取締役就任 2018年8月　当社化粧品通販事業部部長 2019年10月　当社取締役就任 2020年2月　当社通販事業部担当 2020年10月　当社常務取締役就任 2020年10月　株式会社フューチャーラボ代表取締役社長就任 2021年8月　明治薬品株式会社専務取締役就任 2023年10月　当社取締役東京営業担当就任 2024年7月　当社営業担当兼グローバル事業本部本部長 2024年8月　当社取締役営業本部担当兼営業本部本部長兼グローバル事業部部長（現任）	24,643株
	[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、通信販売事業に携わり、2016年11月以降、株式会社フューチャーラボにて化粧品の販売拡大を推進してまいりました。2020年10月からは同社代表取締役社長として化粧品事業を統括してまいりました。現在は、営業本部担当として機能性素材や機能性製品の販売を統括しております。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きむ　よんいる 金　英一 （1981年1月22日）	2011年4月　京都大学大学院 農学研究科 ポスドク研究員 2012年9月　カリフォルニア大学サンフランシスコ校 医学部 ポスドク研究員 2014年11月　ロート製薬株式会社入社 2021年1月　当社入社　開発部次長 2022年8月　当社開発部部長 2023年10月　当社取締役研究開発担当就任（現任）	661,578株
	[取締役候補者とした理由] 当社グループの研究開発を推進するとともに、中長期的な成長を目指して新事業の育成を手掛けてまいりました。当社の経営理念を実現し、研究開発戦略の遂行とガバナンス強化を図ることが期待されることから、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、選任をお願いするものであります。		
5	ひがしやま　ひろたか 東山　寛尚 （1975年9月7日）	2018年12月　当社入社　管理部経理課課長 2020年8月　社長室室長 2022年4月　バイオメディカル部部長（現任） 2022年7月　株式会社PF Capital　代表取締役（現任） 2022年8月　当社品質管理・品質保証部部長 2023年10月　当社取締役管理部門担当就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社PF Capital　代表取締役	2,578株
	[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、経理、M&A、内部監査など管理部門の業務に携わったほか、バイオメディカル部及び品質管理・品質保証部の責任者を経験しております。経営理念を実現し、事業戦略の遂行とガバナンス強化を図ることが期待されることから、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	[社外] さむら しんや 佐村 信哉 (1955年5月9日)	1978年4月 株式会社ニッセン入社 1986年3月 同社取締役通販事業部カタログ本部長 2008年6月 同社代表取締役社長 2011年12月 株式会社ニッセンホールディングス代表取締役社長 2014年12月 同社兼株式会社ニッセン代表取締役社長退任 2015年4月 株式会社ＳＳプランニング代表取締役社長（現任） 2015年10月 当社取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ＳＳプランニング代表取締役社長	19,000株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 株式会社ニッセンホールディングス及び株式会社ニッセンにおいて、長年にわたり通信販売事業の業務を中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の通信販売事業に関するアドバイスをいただくとともに、当社の経営全般に対して外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただくため、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	[社 外] やまね てつろう 山根 哲郎 （1949年2月28日）	1974年５月 京都府立医科大学研修医就任 1976年４月 国立鯖江病院（現 公立丹南病院）厚生技官就任 1982年４月 草津中央病院（現 草津総合病院）外科院長就任 1988年４月 京都府立医科大学講師就任 1995年６月 松下電器健康保険組合 松下記念病院（現 パナソニック健康保険組合 松下記念病院）外科部長就任 2004年12月 同病院院長就任 2006年４月 京都府立医科大学臨床教授就任 2013年４月 パナソニック健康保険組合 松下看護専門学校長就任 2018年10月 当社取締役就任（現任） 2020年３月 パナソニック健康保険組合 松下記念病院院長退任 2020年３月 パナソニック健康保険組合 松下看護専門学校長退任 2020年４月 パナソニック健康保険組合 松下記念病院名誉院長就任（現任） （重要な兼職の状況） パナソニック健康保険組合 松下記念病院名誉院長	－株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 医師としての豊富な経験と幅広い見識を有されており、更に松下記念病院を院長として運営されてきました。当社に対しては、医学の見地からバイオメディカル事業の創薬研究開発に対して有益な助言をいただけること、多様な視点から当社経営への助言及び監督機能を発揮していただけるものと期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	[　社　外　] うえだ　たろう 上田　太郎 (1960年2月18日)	1985年4月　小林製薬株式会社入社 1995年4月　同社薬粧品企画研究グループ課長 2002年4月　同社薬粧品開発部部長 2016年4月　同社中央研究所開発部部長 2020年12月　同社退社 2021年10月　当社取締役就任（現任）	ー株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 小林製薬株式会社において、長年にわたり商品開発及びマーケティングを中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の商品開発に関するアドバイスをいただくとともに、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
9	[　新　任　] [　社　外　] はやし　ゆかこ 林　由佳子 (1962年3月16日)	1990年4月　京都大学食糧科学研究所助手 1995年3月　米国モネル化学感覚センターVisiting Scientist 1999年7月　米国コロラド大学医学部Visiting Scientist 2001年4月　京都大学大学院農学研究科助手 2002年10月　京都大学大学院農学研究科講師 2005年4月　京都大学大学院農学研究科助教授 2007年4月　京都大学大学院農学研究科准教授 2024年10月　京都大学大学院農学研究科教授（現任） (重要な兼職の状況) 京都大学大学院農学研究科教授	ー株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたる研究者としての豊富な経験と幅広い見識を有されており、外部の視点を持って当社の研究品質の向上及び女性活躍のための制度構築に関する助言並びに当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．候補者益田和二行氏と金英一氏は、当社代表取締役社長金武祚氏の２親等以内の親族であります。

3．佐村信哉氏、山根哲郎氏、上田太郎氏及び林由佳子氏は、社外取締役候補者であります。
4．現在の社外取締役の就任年数は、本総会終結の時をもって佐村信哉氏は９年、山根哲郎氏は６年、上田太郎氏は３年であります。
5．当社は、招聘する各社外取締役候補者については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提として選定しております。
6．当社は、佐村信哉氏、山根哲郎氏、上田太郎氏及び林由佳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の 損害賠償金及び争訟費用を補償するものとする（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと。犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為などの免責事項等に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年10月24日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただき今日に至っております。その後の経済情勢の変化及びコーポレート・ガバナンス強化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円（うち社外取締役分30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告25頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役９名（うち社外取締役３名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役４名）となります。

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を支給することについて、2021年10月20日開催の第24期定時株主総会にて、ご承認いただき、現在に至っております。

今般、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、及び取締役の増員を鑑み、譲渡制限付株式報酬額の増額をお願いするものであります。

つきましては、当社株価の変動その他の事業を踏まえ、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として、各事業年度に支給する金銭報酬債権の総額を「年額150百万円以内」から「年額200百万円以内」へ、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の数の総数を「年60,000株」から「年200,000株」へ変更させていただきたいと存じます。

また、当社グループ内での経営人材の流動性が高まっていることを鑑み、譲渡制限解除の条件について、継続して「当社取締役の地位にあること」から、「当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長のいずれかの地位にあること」への変更をお願いするものであります。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.69%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は6.9%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年９月21日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりでありますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は９名（うち社外取締役３名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合、取締役は９名（うち社外取締役４名）となります。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございませんが、改定後の本制度の内容は以下のとおりとなります。（下線部は変更箇所を示しております。）

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2．譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡

担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長）のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

① 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式のうち、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長）のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数

の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
　この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4．業績連動株式報酬のしくみ

(1) 譲渡制限付株式Ⅰ

　譲渡制限付株式を割り当てる事業年度の直前の事業年度に係る売上高及び営業利益の期初業績目標の達成時のみ、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案しつつ、割り当てる譲渡制限付株式の数を決定する。

(2) 譲渡制限付株式Ⅱ

　譲渡制限期間が満了した事業年度の直前の事業年度における、中期経営計画の業績目標である当社の売上高成長率の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数を決定する。

（ご参考）当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式の割当て

　当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当該子会社の取締役に対して、割り当てる予定です。

以上

第６号議案　退任取締役への退職慰労金贈呈の件

取締役堀江典子氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は役位、在任年数等に応じた基準により算定され、指名報酬委員会による協議を経て取締役会に対して答申が行われております。そのため、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告25頁に記載のとおりであります

なお、退職慰労金額は、当該取締役を被保険者とする定期保険の解約返戻金により充当されます。

退任取締役の退職慰労金額及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	金額	略歴
堀江　典子	10百万円	2000年10月　当社入社 2011年6月　当社取締役 2016年1月　当社常務取締役 2023年10月　当社取締役（現任）

＜株主提案（第７号議案）＞

第７号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

株主からは7個の提案がございましたが、株主総会に付議するための要件を満たすもののみを第7号議案としております。

以下、議案の提案の内容及び提案の理由は、原文のまま、記載しております。

なお、提案株主の議決権の数は、676個（議決権比率は、0.23%）であります。株主提案である第７号議案「剰余金処分の件」は、会社提案である第１号議案「剰余金処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。従いまして、双方に賛成された場合には、第１号議案及び第７号議案への議決権の行使は、いずれも無効として取り扱いますので、ご留意ください。

○第７号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、第７号議案に反対いたします。これは、本提案が株主共同の利益又は企業価値の向上のいずれにも資するものではないと判断したためであります。

第７号議案　剰余金処分の件

提案の内容：年間配当50円／株の実施

提案の理由：最低でも向こうの5年間は配当を増額し株主の信用を取り戻すため。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

【反対の理由】企業価値向上のための経営計画の阻害

当社は、2022年7月期を初年度とした5カ年計画「中期経営計画2026」において、自己株式取得を含む総還元性向20%を株主還元策の目安に掲げております。

これは、研究開発、新規事業等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主還元としての配当等を積極的に充実させていく方針で策定したものであります。

当社提案の期末配当金１株につき金15円（総額421百万円）と合わせると、当期の年間配当金は25円となります。2024年１月に実施した自己株式の取得と合わせると、総還元性向の目安の20%を大きく上回っております。

一方、本株主提案は、期末配当金１株につき金40円を実施する内容であり、当社提案の期末配当金と比べて、701百万円の追加の現金流出が生じます。この場合、総還元性向は75.0%となり、当社の中長期的な企業価値向上のための成長投資が阻害されるものと考えております。

本株主提案にかかる剰余金の配当を行うことは、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

以上

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。